

平成 27 年 12 月 2 日
北海道管区行政評価局**生活保護費の口座振込先金融機関の拡大について（改善状況）**
－「行政苦情救済推進会議」の意見を踏まえたあっせんに対する回答－

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、実態を調査するとともに、民間有識者からなる行政苦情救済推進会議（座長：弁護士 ^{そねまさゆき} 曾根理之）に諮り、その意見等を踏まえ、平成 27 年 11 月 9 日、札幌市に対して改善に向けたあっせんを行いました。

このあっせんに対し、平成 27 年 11 月 27 日、札幌市から、改善に向けたその後の取組状況についての回答がありましたので公表します。

【行政相談の要旨】

生活保護費の振込先口座として、自宅近くにある金融機関で口座を開設しようとして、札幌市の生活保護担当者に相談したところ、市が指定する金融機関の本支店ではないとして認められなかった。以前住んでいた市では、市内の全ての金融機関が口座振込先として認められていたのに、札幌市では指定されたところしか認められないというのはおかしいのではないかと。身近な金融機関を利用できる方が便利なので、生活保護費の口座振込先の金融機関を拡大してほしい。

【当局のあっせん要旨】

- 受給者の利便性の一層の向上を図る観点から、身近に存在する金融機関で生活保護費の口座振込が可能となるよう、口座振込先金融機関の拡大に向けた取組を講じる必要がある。

**【札幌市からの回答要旨】**

- 受給者の利便性の向上を図るため、口座振込の取扱店の拡大について、市内の金融機関と個別に協議を開始しているところ。

(本件問合せ先)

北海道管区行政評価局 行政相談部 首席行政相談官：小林 浩二 ^{こばやし こうじ}

電話：011-709-1803 (直通)、FAX：011-709-1842